

公益財団法人全日本柔道連盟 評議員会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成および出席)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2. 理事は、必要に応じ、評議員会に出席するものとする。

3. 監事は、評議員会に出席し、意見を述べるものとする。

(評議員会の種類)

第3条 評議員会は、定時評議員会および臨時評議員会の2種とする。

2. 定時評議員会は、年1回6月に開催するものとし、理事会の決議に基づき、代表理事（以下「会長」という。）がこれを招集する。

3. 臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも開催するものとし、理事会の決議に基づき、会長がこれを招集する。

4. 前項にかかわらず、会長は、評議員から評議員会の目的である事項および招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

5. 前項の招集の請求をした評議員は、次の場合には、東京地方裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の手続)

第4条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

(1) 評議員会の日時および場所

(2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項

(3) 次に掲げる事項が評議員会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要

イ 理事および監事の選任

ロ 理事、監事および評議員の報酬等

ハ 事業の全部の譲渡

ニ 定款の変更

ホ 合併

2. 前項の規定にかかわらず、前条第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第5条 評議員会を招集するには、会長（第3条第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあってはその評議員、次項において同じ）は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。

2. 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
3. 前2項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載し、または記録する。

(招集手続の省略)

- 第6条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく開催することができる。
2. 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面または電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(議長)

- 第7条 評議員会の議長は、開催の都度その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。
2. 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

(評議員提案権)

- 第8条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の4週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、または記録することを請求することができる。
2. 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

(招集手続等に関する検査役の選任)

- 第9条 本連盟または評議員は、評議員会に係る招集の手続および決議の方法を調査させるため、当該評議員会に先立ち、東京地方裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

(定足数)

- 第10条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ、開催することができない。
2. 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

(評議員会の決議事項)

- 第11条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人・財団法人法」という。）ならびに定款に定める次の事項を決議する。
- (1) 理事および監事の選任および解任
 - (2) 理事、監事および評議員の報酬等ならびに費用弁償に関する規則
 - (3) 理事および監事の報酬の額の決定
 - (4) 定款の変更
 - (5) 各事業年度の事業報告および決算の承認
 - (6) 長期借入金（借入期間が当該事業年度末を越える借入金）の借入ならびに重要な財産の処分および譲受け
 - (7) 公益目的取得財産残額の贈与および残余財産の処分
 - (8) 合併、事業の全部または一部の譲渡および公益目的事業の全部の譲渡
 - (9) 評議員会に提出・提供された資料を調査する者の選任
 - (10) 評議員の請求によりまたは評議員により招集された評議員会において

は、業務および財産の状況を調査する者の選任

(11) 評議員会の延期または続行

(12) その他一般社団・財団法人法ならびに定款に定める事項

2. 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載または記録された事項以外の事項については、決議することができない。ただし、前項(9)、(10)および(11)に係る事項については、この限りではない。

(議決)

第12条 評議員会の議事は、議決に加わることができる評議員現在数の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

2. 前項にかかわらず、次に掲げる決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 理事および監事の責任の一部免除

(3) 定款の変更

(4) 事業の全部または一部の譲渡

(5) 公益目的事業の全部の廃止

(6) 公益財団法人の継続

(7) 合併

(8) 評議員に対する報酬等の支給の基準

3. 前項にかかわらず、目的または評議員の選任および解任に係る定款の変更の決議は、議決に加わることのできる評議員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

4. 前3項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第13条 評議員会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には別表に掲げる事項を記載し、議長および会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

(議事録の配布)

第14条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写しおよび資料を配布して議事の経過およびその結果を遅滞なく報告するものとする。

(改廃)

第15条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付則

1. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
2. この規則は、平成26年6月30日から名称を改正して施行する。

評議員会議事録記載事項

1. 開催された日時および場所（当該場所に存しない理事、監事または評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法）
2. 議事の経過の要領およびその結果
3. 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
4. 次の意見または発言があるときは、その意見または発言の内容の概要
 - (1) 監事が監事の選任もしくは解任または辞任について意見を述べたとき
 - (2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨およびその理由を述べたとき
 - (3) 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令もしくは定款に違反しまたは著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - (4) 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
5. 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名
6. 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
7. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

以上